

令和3年第7回東近江市教育委員会（定例会）会議録

日 時 令和3年7月28日（水） 午後1時30分 開会

場 所 市役所 東庁舎 東A会議室

出席者

教育長	藤田 善久	教育長職務代理者	青地 弘子
教育委員	沖田 行司	教育委員	篠原 玲子
教育委員	山本 一博	教育部長	大辻 利幸
こども未来部長	小梶 理栄子	教育部次長	中村 達夫
管理監(学校教育担当)	栗田 一路	管理監(教育総務担当)	小杉 一子
管理監(校務支援担当)	中西 美智代	管理監(幼児担当)	坂田 紀代子
教育施設課長	中島 亮	生涯学習課長	中西 恵美子
教育研究所長	宮居 伝	学校給食センター所長	河合 菊男
八日市図書館長	松野 勝治	幼児課長	河村 治俊
こども相談支援課長	福田 均	事務局(教育総務課長補佐)	中野 里栄子

以上20名

開会

教育長

皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
それでは、ただ今から、令和3年第7回教育委員会定例会を始めさせていただきます。
最初に、「会議録」の承認について、委員の皆様には、「第6回定例会」の議事録があらかじめ事務局から配付され、確認いただいていると思います。会議録の内容に、御異議はございませんでしたでしょうか。

各委員

（異議なし）

教育長

それでは、「第6回定例会」の議事録は承認いただきましたので、後ほど、「青地委員」と「沖田委員」に署名をお願いいたします。
なお、今回の第7回定例会の会議録署名委員は、「沖田委員」と「篠原委員」を指名させていただきますので、よろしくお願いします。
それでは、次第に従いまして、「1 報告」から入らせていただきます。
はじめに、私から教育長報告をします。
まず、私事で恐縮ですが、教育委員の皆様、教育委員会の管理職の皆様には私の父の葬儀に際し、供花をお供えいただくなど、お心遣いを賜りましてありがとうございました。
父は、5月9日、脳梗塞を発症いたしまして、入院し、治療としては積極的な医療を行わず、手厚い看護の中経過しておりましたが、7月19日家族に見守られる中、91歳の天寿を全うしました。この度の父の死で、長寿社会、健康寿命、コロナ禍での葬儀といったことについて考えさせられることがいくつかありましたので、少しお話をさせていただきます。

「生涯現役」を座右の銘とし、2年ほど前から軽い認知症の症状はあったものの、倒れる前日まで自転車で町内を走り回っていましたし、自分のことは自分でできたものですから、ある意味「生涯現役」を全うできたものと思います。連れ合いである私の母を29年前に62歳の時に亡くしており、そういったことから、私たち息子夫婦には世話をかけたくないとの思いが人一倍強く持っており、こうした思いは、これからの長寿社会、誰しもが思うことではあるのですが、世の中、思うようにはまいりません。父親が入院した段階で、回復は望めないと判断いただきましたので、延命治療など積極的治療は行わないことを決めることができました。

当初、積極的な医療行為を行わないと自宅での看護になりますという話が出され、正直、どうしていいのか悩みました。ただ、父は、痰を飲み込むことができず、一日の中で10数回に及ぶ吸引処置が必要だったのですが、それは難しいなということで、病院に預かってもらうことができました。もし、それがなければ在宅看護になります。そういったことを突き付けられると家族はどういう選択をするべきなのか、最初からストレートに病院で預かりますという判断にはならなかったもので、一旦は、在宅も考えてくださいとの話でしたので、覚悟をしましたが、吸引のこともありましたので引き受けてくださる病院がみつかり、2箇月間の入院となりました。点滴と酸素だけでずっと過ごしておりましたが、最後の10日ほどは点滴も通りませんでした。そのようなはっきりとした基準がないと家族は大変だなと感じました。

次に、介護の問題です。軽い認知症の症状がありましたが、自分のことは自分でできたので、昨年末からデイサービスを利用するようになり、デイサービスといいますのは馴染む人とそうでない人がいるらしく、父は、普段から人と話すのがとても好きであった、そんな性格から利用されている方々と語ることを楽しみにしており、本当にデイサービスを楽しむことができたようです。私たちも、考えておかなければならないことといいますのは、今から人とコミュニケーションすることが好きな人間になっておかないと、性格を変えておかないとこういったサービスも受けにくく、家族に迷惑をかけてしまうことになるということを考えておかないといけないとつくづく感じました。

そして、コロナ禍での葬儀です。基本的には親族葬という形式ではありましたが、近親者での葬儀という言い方をしてもらいました。それはやはり親族でなかったとしても、付き合いの深かった親しい方には見送ってもらいたかったからです。でも先ほど言いました30年前の母親の会葬の名簿を見返していますと、90歳を越えると友人や同僚などはほとんど亡くなっておられ、その中でも、ごく親しかった3～4人の人には参列していただきました。親族葬で家族だけというくくりも寂しい思いがしましたので、付き合いのあるごく親しい人には見送ってもらえる葬儀にしました。ただ、これからの時代、人生100年といわれていますので、おそらく多くの方が90歳、喪主も私はたまたまこういう仕事をしていましたが、ほとんどの喪主もリタイヤしているということで、家族葬と謳わなくても家族葬になってしまうということです。そんな繋がりの中で来ていただく人はそんなに多くはありませんので、ですから、コロナ禍が過ぎても家族葬の流れはほとんど変わらないだろうなと思いました。

あと20年もすると団塊の世代がこの年代になられます。そうなりますと今でも大きな社会問題ではあるのですが、より一層大きな問題となることは間違いありません。

次に、7月15日に東近江市教育振興計画策定委員会を開催しました。平成26年5月に策定した『東近江市教育振興基本計画「教育三方よしプラン」』の改定を進めることといたしま

した。

委員会の委員長にはびわこ学院大学教育福祉学部子ども学科の学科長の箱家教授^{はこや}に、副委員長にはこの3月まで教育委員をさせていただいていた綾さん^{あや}に就任いただき、スタートをいたしました。

前回策定しました平成26年から今日まで7年間が経過しておりますが、この間、教育を取り巻く環境は、本当に大きく変化をし、様々な課題があります。

まず、教育委員会制度が改正され、首長が議会の承認を得て、直接、教育長を任命するという制度になりました。教育長の任期は3年とされました。

また、首長と教育委員会とで総合教育会議を定期的に開催し、その中で教育の目標や基本方針を定めた「教育大綱」の策定を進めるとされました。

本市では教育振興基本計画を「教育大綱」として準用する形をとっていますので、今回改定を進めます第2期東近江市教育振興基本計画も教育大綱策定に大きく寄与するものとなります。

委員長の箱家教授は、大津市で中学校の教員を長年されており、校長も経験があり、会の進行も非常に上手に進めていただき、沖田委員、御推薦いただきどうもありがとうございます。

また、学校の教科を見ましても、小中学校では道徳が教科に位置付けられました。児童生徒が、生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けることはとても大切なことで、今日的課題であるいじめや不登校等にも対応するものと考えているところです。他にも、小学校では3年生からの外国語活動を通じ、外国語や外国文化に親しみ、5年生から外国語を教科として学ぶこととされました。

特別な支援を要する児童生徒が大幅に増加してきておりますし、インクルーシブ教育の推進と共に支援を必要とする子ども達の多くが通常の地域の学校で学ぶようになってきております。本市では、外国籍の子ども達がたくさん在籍する学校もあり、様々な文化、背景を理解し合いながら学んでおりますが、そういったことから発生する課題が少ないのも事実です。

GIGAスクールの推進ということで大きな課題があります。そして何より、滋賀県、東近江市での大きな課題は学力です。学力学習状況調査が開始されて以来、全国的な水準に追いつけていない現状が続いています。こういったことの対応としまして、教員の指導力の向上、小学校教員の教科担任制の導入、少人数制への移行、学校小規模化への対応なども課題としてあげられるかと思えます。

お手元には、今回見直しを行います計画の施策体系（案）をお配りしております。今、項目だけリストアップしておりますが、是非、御覧いただきまして、「こういった視点で議論が必要ではないか」とか、「もっとこういう項目もしっかり謳うべきだ」とか、御意見として賜りたいと思っています。委員の皆さまには十分議論をしていただこうと思っていますが、教育委員にも項目だけの中身になりますが、今の時代に即したテーマといえますか、御意見をお出しいただいて、そういった御意見をいただきながら委員会の中で深めていただこうと思っています、是非、よろしくお願いいたします。

最後に本日午前中に、市人権教育研究大会を開催しました。崇仁発信実行委員会^{すうじん}の藤尾まさよ様^{ふじお}を講師に迎え、「このまちが好きだから」～被差別の歴史をもつ地域に生まれて～と題して御講演をいただきました。

教育長

人権教育の大切さを部落差別というものをど真ん中に据え、自身の生い立ちから、経験を交え、お話しいただきました。それぞれ胸に刺さるお話を聞きましたが、私としては、昨今、人権教育ということから同和問題が片隅に追いやられている印象を持っており、現実として部落差別が本当に解消できておるのであればそれはそれで良いことだと思うのですが、まだまだ課題としてはあるのだらうと思っています。本日、久しぶりに部落差別の研修を受けまして、感動もしました。人権について、自身が考え直す機会にしたいと思う研修会でした。なかなか人とうまく繋がれない子ども達、子ども達だけでなく大人たちも人と繋がれない中、今日の話では、人と人と心地よい繋がり、このようなことを検証されている方ですので、改めて感じさせられました。私からは以上です。

次に、教育部長から報告をお願いします。

教育部長

皆さん、こんにちは。私からは、GIGAスクール構想の進捗状況と7月中の主な会議の内容について、御報告いたします。

まずは、GIGAスクール構想の進捗状況についてです。昨年度、児童生徒一人一台のタブレット整備と校内LANの高速化工事が完了し、今年度、運用をスタートしております。

以前にも御説明していますが、学校でのインターネット環境が不十分でしたので、1学期中に環境整備し、2学期からインターネットを利用した授業にも対応できるようになりました。

1学期中の主な取組としましては、昨年度末に設置しました教育情報セキュリティ委員会を2回開催しております。セキュリティ対策基準や授業で使用するソフトの利用内規、ホームページの運用内規などを委員会で決めました。

また、実際に授業で運用するために、教育研究所が全教職員を対象に市内31校に出向いて、まずは、喫緊性の高い研修を実施いたしました。2学期以降も継続して実施する予定となっています。加えて、具体的に授業でどのようにタブレットを活用するのかという課題もありますので、各校のICTに詳しい教員で構成されるICT推進委員会において、授業での活用方法の研究を重ねています。この夏休み期間中には、それぞれの学校で校内研修を予定しています。

また、管理職向けの研修としましては、学校において個人情報の漏洩や通信環境トラブルが起らないよう、先日、臨時の管理職会議を開催し、セキュリティ対策基準の研修を実施しました。

1学期中は準備期間という位置付けではありますが、市内4校を推進校として指定し、積極的に取り組んでもらっています。今後、推進校での取組を市内各校に広げるとともに、各校においてもタブレットの活用を広げられるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、主な会議関係ですが、7月14日には、学校給食運営委員会を開催し、関係諸団体の代表者など12名の方に委員委嘱をさせていただきました。委員長には昨年に引き続き、篠原委員にお願いすることとなりました。本市、学校給食事業の円滑な運営を図るため、事業計画や給食費の徴収に関することなどについて、御審議いただく予定です。篠原委員にはお世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

7月19日には第1回目の社会教育委員会を開催しました。6月末での任期満了に伴い、再任を含め、15名の方に委員委嘱を行いました。会議では、正副委員長の選出を行い、委員長には村山伸二氏に副委員長には、田中信雄氏にそれぞれ引き続きお願いすることとなりま

教育部長

した。

会議の内容としては社会教育団体の補助金の説明と東近江市における「学校を核とした地域力強化プラン」について説明をいたしました。

学校を核とした地域力強化プランの説明では、本市での地域学校協働本部事業の現状や今年度モデル校2校で取り組んでいますコミュニティスクール事業についての説明を行い、各委員からコミュニティスクールと地域学校協働本部事業の今後の取り組み方などについて、御意見をいただいたところです。以上、教育部からの報告とさせていただきます。

教育長

続いて、こども未来部長から報告をお願いします。

こども未来部長

皆様、こんにちは。最初に、幼児施設における登園自粛や学級閉鎖について報告いたします。

能登川にじいろ幼児園におきましては、発熱や呼吸器疾患等による欠席者が増え始めましたので、園医と相談の上、7月13日から15日までの3日間、3、4歳児のクラスを登園自粛、学級閉鎖といたしました。

また、湖東ひばり幼児園におきましても、先と同じ症状によります欠席者が多くなりましたので、園医と相談の上、7月20、21日の2日間、1歳児のクラスを登園自粛といたしました。

さて、新型コロナウイルス感染症が終息しないまま、2年目の夏を迎えましたが、7月21日から8月31日までを1号認定の園児の夏休みとしております。子ども達にとりましては、様々な経験のできる大切な夏休みですので、感染症対策をとったうえで楽しく思い出に残る夏休みを過ごしてほしいと願っております。

一方で、家庭内で親子が過ごす時間が多くなり、お互いにストレス等が溜まりやすい状況下です。子どもが安心して家庭生活を送れるように家庭内での虐待防止に向け、学校や幼児施設との連携を強化し、また、支援や課題のある家庭におきましてはできる限り連絡を取るなど、こども相談支援課を中心に対応をしているところです。

この後、担当課長から令和2年度家庭児童相談の状況等につきまして、報告をさせていただきます。

7月8日には、今年度第1回目の子ども・子育て会議を開催しております。今年度は、第2期の子ども子育て支援事業計画の2年目として取組を進めておりますが、この会議では、第2期計画の当初年であります令和2年度の取組内容等について、担当各課から報告をさせていただきました。

委員からは学童保育の利用において、地域差や学校の空き教室の利用などについて御意見をいただきました。

施設の利用につきましては、学童保育所ごとに工夫をしながら対応いただいております。改善が可能などところについては関係課と連携しながら対応していることや、入所希望児童数の推移等を見極めながら、今後の運営を進めていきたい旨お答えしております。

また、7月14日には、滋賀県こども青少年局へ出向き、令和4年度滋賀県予算編成に向けてのこども未来部の所管とするところの政策提案をしております。

内容としましては、認定こども園や保育所の給食調理員等の配置基準の見直しと保育士の処遇改善、学童保育所の運営支援を拡充する政策を提案してまいりました。

こども未来部長	県においては、市からの提案を真摯に受け止め、実態に合わせるべく、国への要望を行っている旨の回答をいただいております。 7月15日には、今年度第1回目の要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催しております。虐待の新規通告等の件数は減少しておりますが、要対協管理しているケースが重篤化している場合があります、関係機関がこれまで以上に連携を図る必要があることを再確認することができました。 こども未来部からの報告は以上となりますが、秋に実施予定の幼児施設での運動会ですが、昨年度に引き続き、コロナ対策を考えながらの実施となり、園の規模により年齢別での開催、また、保護者等の来場者の人数制限をするなどの検討をしていくこととなります。例年御案内しております御来賓の方々には、こうした現場の事情を御理解いただき、案内をさせていただかない方向で考えております。教育委員の皆様には子どもたちの成長を見ていただく大変良い機会でございますが、昨年度に引き続き、今年度につきましても御案内はいたしませんので御承知いただきますようよろしくお願いいたします。以上で、ございます。
教育長	ただ今の報告につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お出しいただきたいと思います。
各委員	(意見、質問等なし)
教育長	続きまして、2.議案に移ります。 議案第17号東近江市教育委員会感謝状贈呈要綱の制定について、担当課から説明をお願いします。
管理監（教育総務担当）	(教育総務課から説明) 議案第17号東近江市教育委員会感謝状贈呈要綱の制定について、ボランティア活動に取り組む個人及び団体に対して、東近江市教育委員会感謝状を贈呈することに伴い、要綱を制定する必要があるため本議案を提出するものです。 東近江市教育委員会感謝状贈呈要綱の目的としては、第1条にありますようにこの要綱は、市の教育分野においてボランティア活動に取り組む個人及び団体に対して感謝状を贈呈することにより、その活動に感謝の意を表することを目的とします。 贈呈の対象は、第2条感謝状の贈呈の対象となるものは、教育分野において自主的かつ意欲的に無報酬でボランティア活動を行う個人又は団体とする。 贈呈の基準としては第3条 感謝状の贈呈の基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) ボランティア活動を年12回以上かつ10年以上継続して行っている個人 (2) ボランティア活動をおおむね月1回以上かつ10年以上継続して行っている団体 候補者の推薦としては、第4条東近江市教育委員会（以下「委員会」という。）所管の所屬長は、前条に規定する基準に該当すると認められるものがあるときは、その旨を教育長に推薦するものとする。 贈呈の決定は、第5条、感謝状の贈呈は、前条の規定による推薦に基づいて教育長が決定する。ただし、教育長が必要と認めるときは、委員会の会議に諮って決定するものとする。 贈呈の方法について、第6条、感謝状の贈呈は、教育長が行う。

管理監（教育
総務担当）

2 前項の贈呈には、記念品を添えることができる。

贈呈の時期ですが、第7条です。感謝状の贈呈は、教育長が定める日に行う。

贈呈を受ける者が死亡した場合、第8条、感謝状の贈呈を受けるもの（個人に限る。）が死亡した場合は、その遺族に感謝状を贈呈するものとする。

感謝状贈呈者台帳として、第9条、感謝状の贈呈を受けたものの氏名又は団体名その他必要な事項は、感謝状贈呈者台帳に記録し、保存するものとする。

その他としまして、第10条、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

この告示は、令和3年8月1日から施行するとしています。

ボランティアの具体的な例については資料の3枚目に添付しております。

活動の内容の例として考えておりますのが、通学路や学校周辺の安全パトロール、登下校時の指導（見守り活動、付き添い活動）、学校内外の安全点検等、地域住民の専門的な知識や技能を生かした学習の講師（町探検、地域の歴史、米作り）、田んぼの学校に関する田の借用や日常管理であったり、校外学習での行き帰りの見守り、ミシン等の使い方の指導など授業の補助をしてくださる方、学校環境の整備（芝生管理、除草等）、図書館や学校等で子どもたちへ絵本や紙芝居の読み語りをを行うことを通じて、子どもと本を結ぶ活動をされている方、やまの子キャンプにおいて、参加する子どもたちの活動をサポートしてくださるボランティアをイメージしております。

令和3年度の予算につきましては、1件3,000円として、40人分の12万円を見込んでいます。

今回、初めてですので、それぞれ活動されている方、御本人の申告により各学校で把握していただいて推薦いただき決定していきたいと考えています、要綱の制定について御審議のほど、よろしくお願いします。

教育長

説明は終わりました。感謝状贈呈については、教育委員会表彰がありますが、それにあげようと思いますと枠が広くなり以前から難しい部分があること、このようなボランティアに関わっている方が非常に多くなっていることがあり、教育長から何らかの感謝の気持ちを申し上げる場面が必要だとうと思いましたので、新たにこのような制度を設けたいと思ったわけです。

そして、合併から17年が経過しておりますので、要件としては10年としておりますので最初は人数も多くなろうかと思っておりますが、調整しながらということも出てこようかと思いますが、贈呈をさせていただきたいと考えています。

この件について、御意見、御質問等ございませんか。

篠原委員

質問ですが、東近江市として40人とされるのか、各校1～2名とありますのは、学校から推薦を受けるのか。どのような感じになるのでしょうか。

管理監（教育
総務担当）

ボランティアをされている方を教育委員会が全て把握することは難しいので、現場である学校から推薦として挙げていただいて、出てきた推薦者の中から一定の基準で選考していくことになるでしょうし、今、40人しか予算としてはございませんので、教育長が今、説明しましたように、おそらく年数の長い方から優先して選考していくことになるかと思っておりますので、各校1～2名くらいになるとのことです。

篠原委員	スクールガードとかこのようなボランティアの方は学校から推薦されて、やまの子キャンプの方については、また、市から別に推薦されるということでしょうか。
管理監（教育 総務担当）	担当課がございますので、それぞれの課で推薦されることになります。
青地教育長職 務代理者	対象要件として、ボランティア活動を行っていることとして10年以上かつ年12回以上ということで両方がないと要件にはならないということですよ。
管理監（教育 総務担当）	はい、そうです。
青地教育長職 務代理者	ということは、例えば、活動の例が色々ありますが、年12回以上ですと、通学路のパトロールとかについては回数的にも可能だと思いますが、中には、例えば、ミシンの使い方の指導とか割と単発的な活動がありますが、他のボランティア活動をしておられればいいのですが、それだけですとこの基準にはあてはまらないということですね。
管理監（教育 総務担当）	一つの例として、ミシンの指導等をあげていますが、授業の補助をされる方が何人かいらっしゃいます。ミシンの指導補助だけ入られる方ももちろんいらっしゃるかもしれませんが、ミシンの指導補助だけだとなかなかこの要件には満たさないかもしれません。学校の中でボランティア活動に入っている方で、私共が対象として考えていますのは、それも含めて活動をしておられ、この要件を満たしていただく方がいらっしゃればと考えています。
青地教育長職 務代理者	複数的な活動に取り組まれている方がこの要件に含まれるということだと思いますので、その辺は学校が把握していただく必要があると思いますのと、7月から10月末までとなっていますが、今回、告示が8月1日要綱の制定となっています。
管理監（教育 総務担当）	今回初めて贈呈することになりますので、個々の方の活動について、長い間していただいていることは学校でも把握しておられるかと思いますが、実際、いつから、何年くらい、活動しておられるのかは、本人に聞いていただかないとわからないかと思いましたが、要綱はまだできていない段階ではありましたが、7月の校長会にて、資料の3枚目のように推薦といいますか、選定を進めていただきたいというお願いをさせていただきたかったので、こちらには7月からと書かせていただきました。
青地教育長職 務代理者	夏休の間に調べておいてくださるといいかなとも思っていますので。
教育長	ありがとうございます。よろしいでしょうか。
各委員	（意見、質問等なし）

教育長	では、「議案第17号」につきまして、御承認いただけますでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、「議案第17号東近江市教育委員会感謝状贈呈要綱の制定について」は原案のとおり承認いたします。 続きまして、「3 報告事項」に移ります。 次に、7月20日に行われました「福祉教育こども常任委員会協議会」について、まず、こども未来部（こども相談支援課）から報告をお願いします。
こども相談支援課長	(こども相談支援課から説明) 福祉教育こども常任委員会協議会報告の資料を御覧ください。 令和2年度の家庭児童相談の実績について、報告いたします。1年間に虐待通告も含めて何らかの相談があったのは959件でした。その内、表①の通告相談の種別実績にありますように新規に通告があり、調査をして受理会議において、虐待あるいは虐待の疑いとして要保護児童対策地域協議会にて管理した新規ケースは74件ありました。令和元年度は新規虐待通告が89件でしたので、15件の減となっています。 令和2年度は、子ども達の傷や痣、また、生活などから虐待を発見できる場がコロナウイルス対策により児童を確認することが少なくなった事が要因のひとつと考えられます。 継続ケースは虐待ケースが360件ですが、コロナ渦で経済的な困りごとや家に子どもが常に家にいることからの保護者のストレスなどにより重篤化したケースが見られました。 昨年度から引き続いてるケースの中で、経過観察の結果で虐待の事実がないことが確認されたり、市外へ転出、18歳到達などで終結するケースも多く、全体として令和2年度は、新規、継続の合計は減少しました。 ②の虐待の種別内訳の推移では、新規では、心理的虐待や身体的虐待が多く、継続ケースでは、ネグレクトが一番多い状況です。他市町に比べて、ネグレクトのケースが多く、学校や園が子どもの様子を丁寧に観察し、家庭の様子も把握をしておられる証拠だと思っています。 ③の虐待通告の経路別内訳では、保健センターや福祉関係の部署など市の機関からの通告が一番多く、2番目が学校、園などでした。例年と比較して学校や園からの通告が減少しているのは、コロナウイルス感染対策により休校、休園になった関係があると思われます。 ④の虐待通告の年齢別件数では就学前に57%把握しています。学齢期以降に急に虐待の状況になることはあまりないため、早期に把握し、丁寧に支援することで学齢期以降の虐待を防止する、あるいは重篤化を防止するためには重要なことです。 ⑤の主な虐待者別の件数では、ネグレクトや心理的虐待では実の母親が多く、実の父親がその次に多くなります。実の父以外の父親は性的虐待や身体的虐待であがってきます。 ⑥の相談員の家庭訪問や相談、関係機関との連絡調整などの関わり件数は昨年度より2,800件ほど増えております。全体のケース数は減少しているにも関わらず件数が増加していますので、ひとりひとりに支援をする回数が増えているからであり、解決すべき課題が困難になっていると考えられます。 ⑦彦根こども家庭相談センターでの一時保護は36件になります。令和3年度は既に10人の

こども相談支援課長	一時保護をお願いしています。 昨年度はコロナウイルス感染防止のため園や学校が休みになりましたが、教育委員会とケース状況の確認をし、こども相談支援課と学校の支援の役割分担と情報共有をしてきました。養育支援訪問やホームフレンドの派遣については一旦中止をし、こども相談支援課の相談員が家庭に出向くか、市役所に子どもを呼んで、学習の支援を行いました。また、特に経済的に不安定になった家庭も多く、ミルクや子ども用に食糧支援を行いました。 今後も引き続き、市民への啓発と組織での対応の強化により、子どもの命や人権が守られるように努めてまいりたいと思います。 続きまして、傷害事件被疑者の逮捕について、新聞に掲載されていた案件の報告です。 令和3年6月21日に報道機関より虐待による傷害事件の被疑者の逮捕について発表がありました件について報告させていただきます。 詳しい内容については現在捜査中であり、本日は簡単に説明させていただきます。この家庭については本市の要保護児童対策地域協議会において管理をし、家庭支援も行ってきた家庭です。 逮捕に至る経緯については、子どもの証言や近隣からの110番通報により6月21日の逮捕となりました。 子どもへの傷害の内容は、5月21日午後8時ごろから同9時50分までの間に、小学4年の娘に対し、後頭部付近を踏みつけるなどの危害を加え、怪我を負わせた疑いによるものと発表されています。7月14日付けの新聞には起訴されたと掲載されていました。 こども相談支援課としては学校、幼稚園、保健センター、地域などの関係機関とネットワークを組み、見守りやケース会議、家庭への支援を密に行ってきました。地域の皆様からも情報提供や子どもへの温かい支援をしていただきました。 このような事件により子どもが傷ついたことは、大変悲しいことではありますが、今は、安全なところで保護されています。父親の今後については起訴されたところであり、現状では分かっておりません。子ども達のこれからについては児童相談所とともに検討していく予定です。以上です。
教育長	ただいま、報告がありました。一旦ここまでで、御意見、御質問等ございませんか。
山本委員	ネグレクトというのはどのようなことでしょうか。
こども相談支援課長	育児放棄という意味です。
青地教育長職務代理者	もし、分かればで結構なのですが、大変、私も気になっている分野なので、継続というのはなかなか解決できないということは承知しているのですが、例えば、継続するケースはここでいいますと、今、質問がありましたネグレクトとか心理的虐待、身体的とかありますが、どの分野が基本的に多いのでしょうか。どの分野も同じように継続でなかなか解決しないのか、それともやはりこういう分野はなかなか難しいとか、もし、その当たりお分かりでしたら教えてください

こども相談支援課長	継続で多いというのは、数字で見ますと令和2年度において、ネグレクト143件とか心理的虐待が127件、身体的虐待は85件とあります。やはり、家庭環境によります。親の今まで育ってきた環境にもよりますし、1年生から6年生、また、児童としては18歳までですので、なかなかその親が変わらなければ、子どももその状態のまま続きますので、なかなか一機に変わることはございません。 先ほど終結ということで転出されたりとか、18歳に到達したりして、うちの管理から外れるということになりますが、その後も福祉部局に繋いで、その家の見守りとか、ハローワーク、就職の支援とか、障害をお持ちだったら障害福祉の方とか引きこもりとか引き継いでいかなければならないと思っています。継続の中でどれが多いというわけではないのですが、本市の特徴的なのは継続というのは、ネグレクト、ミルク、食事を与えない、適切な服を着させてあげない、学校に行かせないとか、子どもに対しての人権を阻害されているという部分でそれは周りの方、園や学校の先生方がよく見ていただいているので、案外、他市町より件数として上がっているのが現状だと思います。
山本委員	ネグレクトや心理的虐待の件数が多いということが、本市の傾向ということでしょうか。
こども相談支援課長	そうですね。身体というのは見た目すぐに分かりやすいのですが、なかなかネグレクトとなると、学校の先生や園の先生とかが見ていただいている、よく見ていただいている、連携が取れているということで通告があるということですので、特徴というか、逆に言えば見ていただいているので、安心ということだと思います。
沖田委員	こういった虐待されてるお子さんが、小学生とか幼稚園児の場合には、先生が発見していただいているとのことですが、それ以下の子どもの場合はどういう経路で発見されるのでしょうか。
こども相談支援課長	虐待通告の経路別内訳にもありますように、市の機関であります、3歳半までは保健センターで検診などがありますので、それで体を見たりとか体重の増加とかいうことを見ることができます。 就園されれば園で発見することができますが、それまでは主に保健センターで見ていただいているのが現状です。
沖田委員	虐待をしている親にはどのような形で勧告しているのでしょうか。必要に応じて、児童相談所に話をして引き離しをして、一時的保護するということありますよね。その場合に両親はそれを拒否するということもできるのですか。
こども相談支援課長	一時保護の場合、親は拒否はできません。 それまでによっぽどのことで体重が増えていないとか、それは食事を与えてないとか、そういう部分で体重増加不良とかが見られた場合、また、変な痣とかが見つかった時には、保護者とは関係なしに関係機関で連携を取って、保護しないと危険だということになった場合には児童相談所に保護するという流れになりますので、親と相談することはないです。こちらの関係機関で相談し、その子どもを確認することができなくなりますので、親が子を囲っ

こども相談支援課長	てしまっで見せてもらえないといけませんので、子どもの命を第一に考えて関係機関で連携を取ったうえでの判断になります。
教育長	先ほど、6月21日の逮捕報道の件ですが、警察に確認しましたところ、警察は逮捕したら基本的な事項は公表します。それを掲載するかしないかは新聞社の判断だと言われました。 今回の件は細かく公表されましたので、おそらく保護者や同じクラスであったりした方には、ほとんど分かったのではないかと思います。それで児童相談所に保護された子どもは学校の認識としては自校には帰ってくることはないのではないかとということで報道されてもあまり影響はないのではないかと話しをしていたのですが、その辺の判断はどうなんでしょうか。
こども相談支援課長	報道の自由といいますか、新聞社にもその辺のことを十分に考えて掲載してほしいということを、警察から報道機関に言ってほしいと依頼しておりましたが、警察もそこまでは言えないということでした。やはりあったことについて、報道関係に載ってしまいますので、ケース会議を開いて、今後に対応することになります。
教育長	基本、事前協議というのは無いのですか。
こども相談支援課長	はい、事前協議はありません、いきなり報道されます。
教育長	突然、出るのですか。
こども相談支援課長	はい、出た一報で、警察の方へ行って報道の広報の担当と話をさせていただいたのですが、ほとんどの報道機関が来られたということと言われました。 それを載せるか載せないかは先ほど教育長が言われましたように、報道機関の勝手だということでした。
沖田委員	虐待する両親の世代は、やはり若い親が多いのですか。
こども相談支援課長	いいえ、年齢は関係ないです。 私は当課に来て3年目になりますが、今まで見る中においては、幅広い年齢層がいますけれども、やっぱり未熟な親もおられますし、そのような家庭環境で「躰だ。」ということで殴られているのが当たり前という方もまだおられますし、いろんな方がおられます。 逆に、私が子どもを育てていたときは、叩いていた時もありましたけれども、それは躰なのかなというようなことで、最近の方はやりにくいと思います。泣き声通告とか核家族になって泣いておられたら電話が警察にすぐに入ったりとかしますので、そんな時やったら大変と思うことがありますが、年齢が若いとか少し年配とか幅広くおられますので、その親の今までの虐待を受けてこられた親とかもおられますので、いろんな方がおられますので、年齢は関係ないと思います。

教育長	では、次の教育部（教育施設課）から報告をお願いします。「議会議決工事等進捗状況報告書について」の報告をお願いします。
教育施設課長	（教育施設課から説明） 市立聖徳中学校大規模改修工事の進捗状況について、お手元の資料、議会議決工事等進捗状況報告書（令和3年6月末現在）を御覧ください。 市立聖徳中学校大規模改修工事に伴う6月末の進捗です。建築工事が70.03%、電気設備工事が78.09%、機械設備工事が84.68%です。 6月末の現状について、建築工事につきましては、管理棟1階から3階の部分引き渡し仕上げに伴う備品設置、美装を行いました。 電気設備工事、機械設備工事も同様に部分引き渡しに伴う照明器具の設置、器具の運転調整を行いました。 今後の予定としましては、引き続き、管理棟の整備を進めていく予定です。建築工事として内装の解体及び仕上げ、美装を行います。電気・機械設備工事については、空調機器の取付け、配管、壁換気の取付け、配管工、LGSの仕込み、太陽光パネルの設置に取り掛かる計画です。 また、資料下段に記載しております電気設備工事請負契約の増額変更について、説明します。 令和元年10月31日の臨時議会において契約議決をいただきました電気設備工事につきまして、約400万円（確定額3,908,300円）の増額変更を行う予定をしております。 主な変更内容につきましては、工事着手後、GIGAスクール構想に伴う通信配線やアクセスポイントの設置等を本工事内で対応したことによるものです。 これは、令和2年度中にGIGAスクール構想に伴う整備を完了する必要性が生じたものであり、当初設計には含まれていない工事です。本校は大規模改修工事中であり、工事を進めていく上で手戻りが発生しないよう本工事内で整備を行うことが望ましいと判断し実施したものです。 なお、変更金額が契約額の3/100以内となりますので、この変更については規定に基づき、市長の専決処分として報告させていただきます。 また、お手元の資料、黄緑色の冊子につきまして、今年2月の第2回教育委員会定例会で概要を説明させていただきました東近江市学校長寿命化（個別施設）計画の冊子が遅くなって申し訳ありませんでしたが完成しましたのでお配りさせていただいております。報告は以上です。よろしくお願いいたします。
教育長	この件について御意見、御質問等ございませんか。
委員	（意見、質問等なし）
教育長	続きまして「4その他」に移ります。それでは各課から報告をお願いします。
各課報告	○教育総務課・・・令和4年度滋賀県予算編成に向けての政策提案書

各課報告	○学校教育課・・・第1回東近江市中学校生徒会交流会のまとめ ・・・教育しが【No.83 7月号】 ・・・学校教育課だより ○教育研究所・・・教育研究所だより【No.215】 ○生涯学習課・・・報告事項 ○図書館・・・・・・報告事項
教育長	各課からの報告について、御意見や御質問がございませんでしょうか。
山本委員	学校教育課だよりや研究所だよりはどこに配布されているのでしょうか。
管理監（学校教育担当）	学校教育課だよりについては市内全教職員にデータで配布しています。
教育研究所長	教育研究所だよりも同じです。
山本委員	教育研究所だよりの3ページ目に東近江市教育研究奨励事業参加募集が掲載されておりまして、26日締切となっておりますが、応募はどれくらいありましたか。
教育研究所長	現在、1次募集でして、この募集については、初任の先生方は全員の課題となっています。それにプラス、2年次、3年次や、学校の研究とかがありますので、最終的には12月頃になります。昨年ですと40本ぐらいです。
山本委員	わかりました。ありがとうございます。
教育長	他はございませんか。
各委員	（意見、質問等なし）
教育長	以上で、全ての案件が終了しました。全体を通して、御意見、御質問はございませんか。
各委員	（意見、質問等なし）
教育長	次回の第8回定例会は、次第にありますように、令和3年8月25日（水）午後1時30分から、こちらの東A会議室で開催いたしますので、よろしくお願いします。 また、この日の定例会において、教科書採択につきまして、休憩を挟みまして、後半に審議します。 沖田委員は、教科書採択部分については出席していただくことができませんので、定例会を途中退席となりますが、それまでの前半内容については御出席いただくこととなりますのでよろしくお願いします。 第9回定例会の日程を決めたいと思います。次第にありますように、9月22日（水）PM・

教育長	27日（月）・29日（水）PM のいずれかで開催をしたいと思っておりますが、委員の皆様の御予定はいかがでしょうか。
各委員	（日程調整）
教育長	それでは、第9回定例会につきましては、9月22日（水）午後からの日程となりますがよろしいでしょうか。
各委員	（異議なし）
教育長	以上をもちまして、令和3年第7回教育委員会定例会を終了させていただきます。ありがとうございました。
会議終了	午後2時55分

会議録署名委員

会議録署名委員

教 育 長
